

平城京東市跡推定地の調査 VIII

第10次発掘調査概報

平成 2 年

奈良市教育委員会

(表紙)

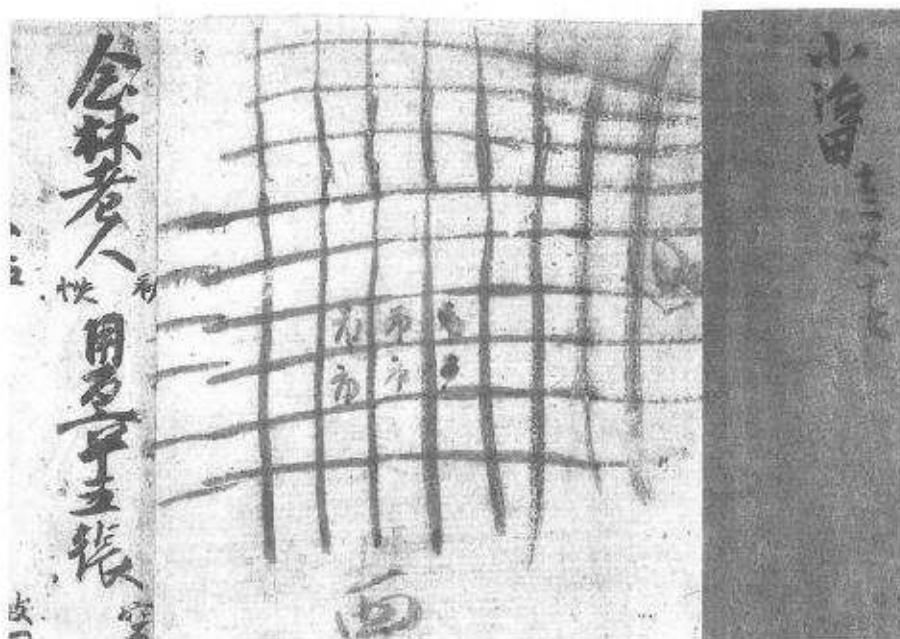


fig. 1 平城京市指図（京都知恩院所蔵『写經所紙筆授受日記』紙背

序

昨今の奈良市における急激な都市開発は、とどまるところを知りません。市街地のほとんどが、奈良時代の都であった平城京の遺跡の上に広がっておりますから、これらの開発に対処しての緊急の事前発掘調査も途切れることはありません。こうした情況下にあって、私どもの教育委員会では、発掘調査体制の整備と調査員の増員強化に務めてまいりましたが、來たる平成2年度におきましても、新たに遺跡情報・発掘調査の情報を電算化するとともに、調査員を倍増して一層の充実を図りたいと考えております。

しかしながら、平城京の保全も、開発に対処しての緊急調査だけでは不充分であります。とりわけ重要なところについては、今後の都市計画とも整合した保全策を構じる必要がありましょう。教育委員会ではこうした考えのもとに、昭和56年以来、平城京の経済活動の中心地であった東市の計画調査を進めてまいりました。本年度も調査の概要報告書をお手元にお届けいたしますが、御活用いただければ幸いであります。

最後となりましたが、調査にあたりまして多大な御協力をいただきました吉松茂信氏はじめ地元の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、調査に御指導を下されました関係各位に感謝いたします。

平成2年3月

奈良市教育委員会

教育長 久保田 正一

例　　言

1. 本書は、平成元年度に奈良市 杏町において実施した、平城京東市跡推定地内（左京八条三坊六坪）の発掘調査の概要報告である。
 1. 調査次数、調査期間および調査地地番は下記のとおりである。

第10次調査 平成2年1月17日～平成2年3月20日（杏町580番地の1）
 1. 調査は、奈良市教育委員会社会教育部文化課埋蔵文化財調査センター（課長：館野和己、センター所長：大原和雄）が実施した。現地調査の担当は中井 公、安井宣也、庶務担当は川崎尚彦である。なお、調査補助員として、帝塚山大学3回生：杉本和繁、落葉芳宏の両君が参加した。
 1. 調査にあたっては、土地所有者である吉松茂信氏（杏東町38番地）から御理解と御協力をいただいた。記して感謝します。
 1. 本書の作成にあたって、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部および京都知恩院から写真・地図の提供をいただいた。
 1. 本書の執筆は、中井 公、安井宣也が分担して行い、編集は中井が担当した。

I はじめに

奈良市教育委員会が昭和56年度に開始した平城京東市跡推定地の継続発掘調査も、本年度で10回目を数える。過去第1次（昭和56年度）から第7次（昭和61年度）までの調査は、市域推定地縁辺部の条坊遺構の確認が主目的で、その範囲をほぼ確定することができた。続く第8次（昭和62年度）の調査からは、市域に比定される左京八条三坊の五・六・十一・十二坪のうち、六坪内部の様相の解明に着手した。第8次調査では坪の中央部分を発掘しているが、ここには建物などは構築されておらず、かなりの広さのいわば空地部分があった事実が判明した。いかなる性格をもった空地であったかが、隣接地での調査の進展と相俟って解明すべき課題である。第9次調査（昭和63年度）は、その10mほどを隔てた北側部分で実施した。ここでは対照的に、さほど規模は大きくないが、奈良時代の建物8棟を検出し、少なくとも3時期以上にわたる遺構があることが明らかになった。東市の所在を前述の四つ

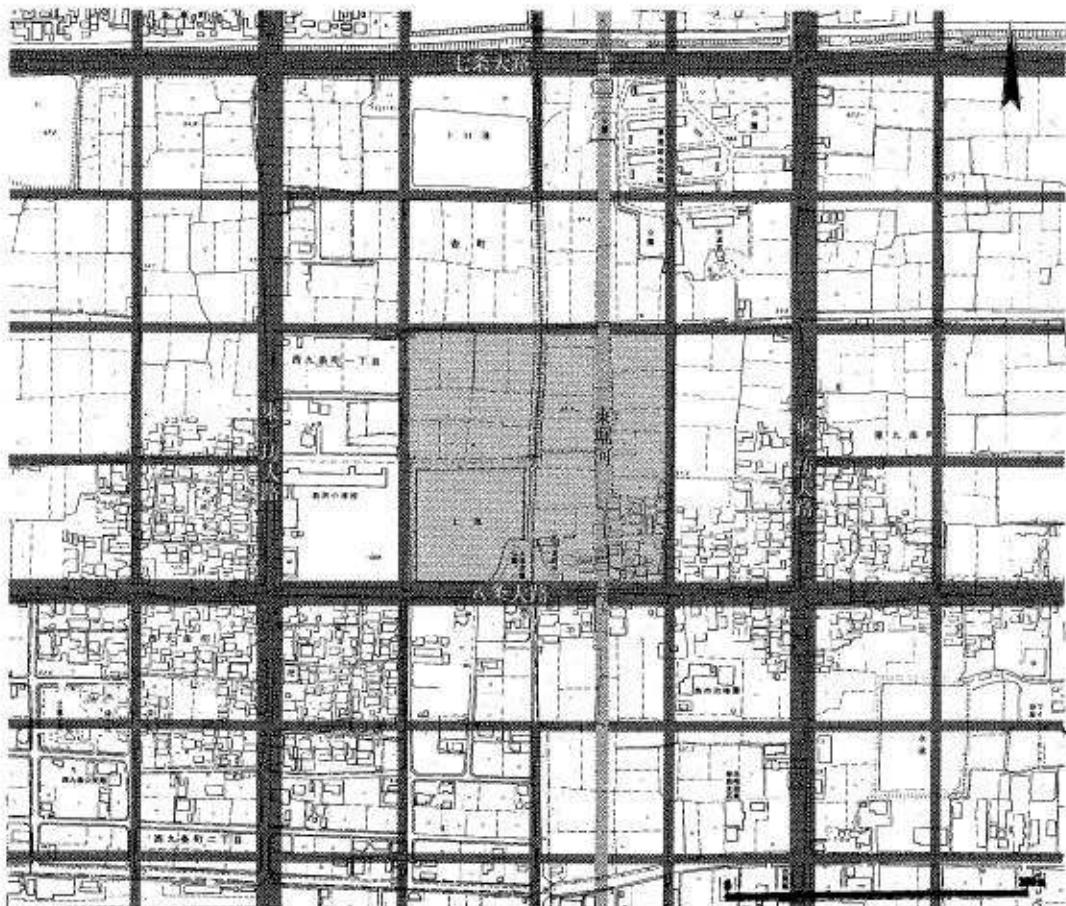


fig. 2 市域推定地周辺の地形と条坊 1/7500 (奈良市1978年作製 1/2500「大和都市計画図No25」使用)



fig. 3 市域推定地付近航空写真 1/4000 (奈良市教育委員会1982年撮影)

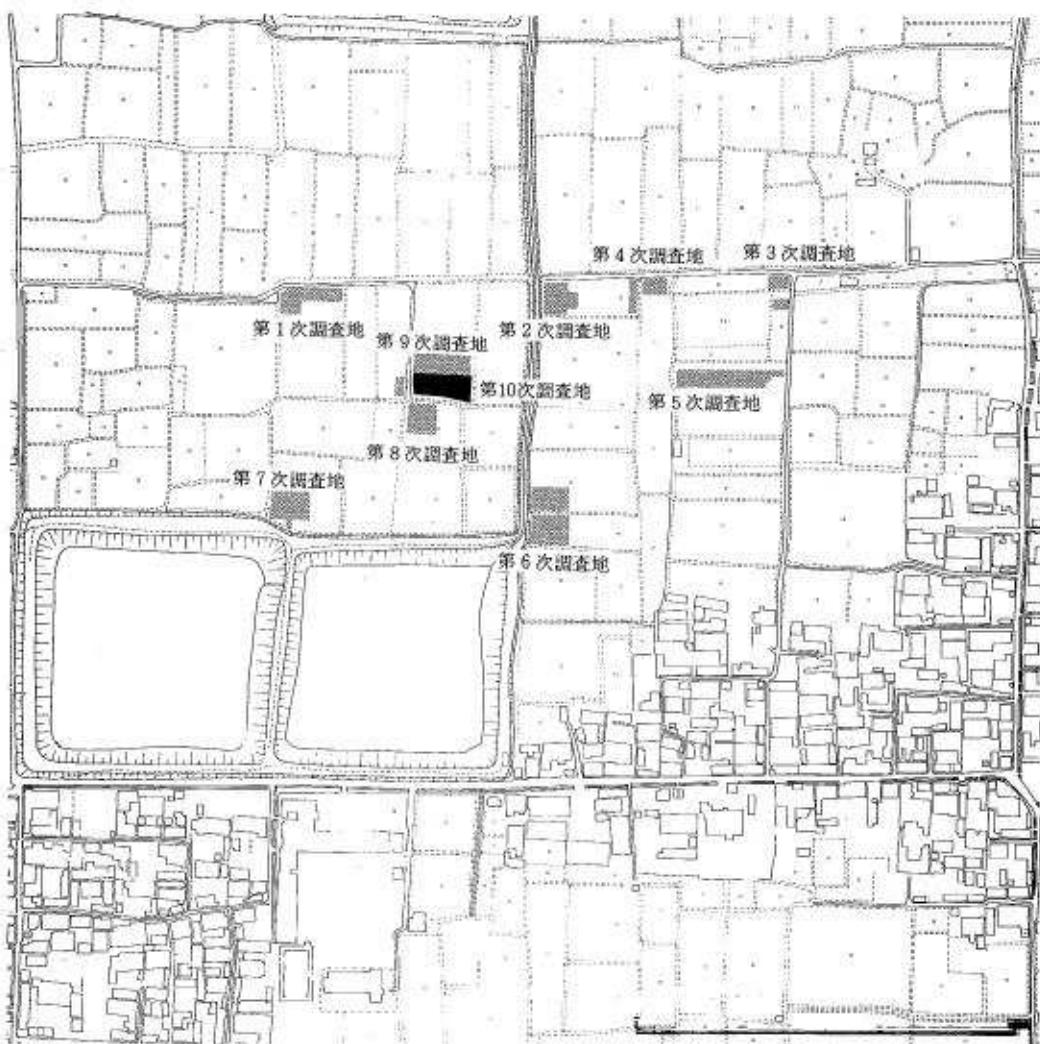


fig. 4 発掘区位置図 1/4000 (奈良国立文化財研究所1963年作製 1/1000「東市」使用)

の坪にあてる考え方とは、文献研究の側面ではほぼ定説化したかの感はあるが、これまでのところ、実際の発掘遺構や出土遺物の側面から、その存在を裏付けるような成果を得るまでに至っていないのが実情である。木簡あるいは墨書き器などといった文字資料の発見が最も有効ではあるが、それがためにも調査範囲の拡大を急がねばなるまい。

さて、本年度の調査地は、第8次調査地と第9次調査地との間にはさまれた未発掘部分である。第9次調査でさらに南側に続くとみられた建物の全容を確認するとともに、第8次調査の空地部分の北端を見極めることができた。加えて、発掘区の東半部分で、新たに塀による区画が存在した事実を明らかにしている。調査期間は、平成2年1月17日から同年3月20日まで、発掘面積約410m²である。

* これまでの調査成果については、奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査Ⅰ～Ⅹ』(昭和38年～平成元年)を参照されたい。

II 調査の概要



図-5 発掘区全貌（西から）

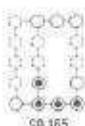
堆積土層 発掘区内の堆積土層については、第9次調査時での所見

- ※ 建物模式圖凡例
- 杖根残存
- ◎ 杖痕跡確認
- ◎ 杖抜取痕跡
- 摺形のみ確認
- ◎ 推 定
- (模式圖の上が北)

とかわるところがない。すなわち、耕作土（厚さ15cm）、床土（5cm）の下、茶灰色砂質土（20cm）、黄灰色砂質土（15cm）と続き、黄褐色粘質土の地山となる。ただし発掘区東端では黄灰色砂質土はみられず、かわりに褐色粗砂が堆積する。遺構を検出したのは、これら黄灰色粘土と褐色粗砂の上面においてである。遺構検出面の標高は56.2m～56.4mで、西から東に向かってわずかに下降している。

検出遺構 主な検出遺構は、奈良時代のものとみられる掘立柱建物5棟、掘立柱塀2条で、他に時期の下る素掘り溝がある。

建物SB165 第8次調査で南1間までを確認している南北棟建物であるが、今回北妻柱列を検出し、全体の規模が判明した。桁行4間（6.6m）、梁行3間（4.8m）で、後述の建物SB178との関係から西廂が付くものと考える。柱間寸法は、身舎梁行1.5m等間、廂の出1.8mで、桁行は等間であれば1.65mとなる。建物主軸は方眼方位と一致する。重複関係から建物SB178より古いことがわかる。



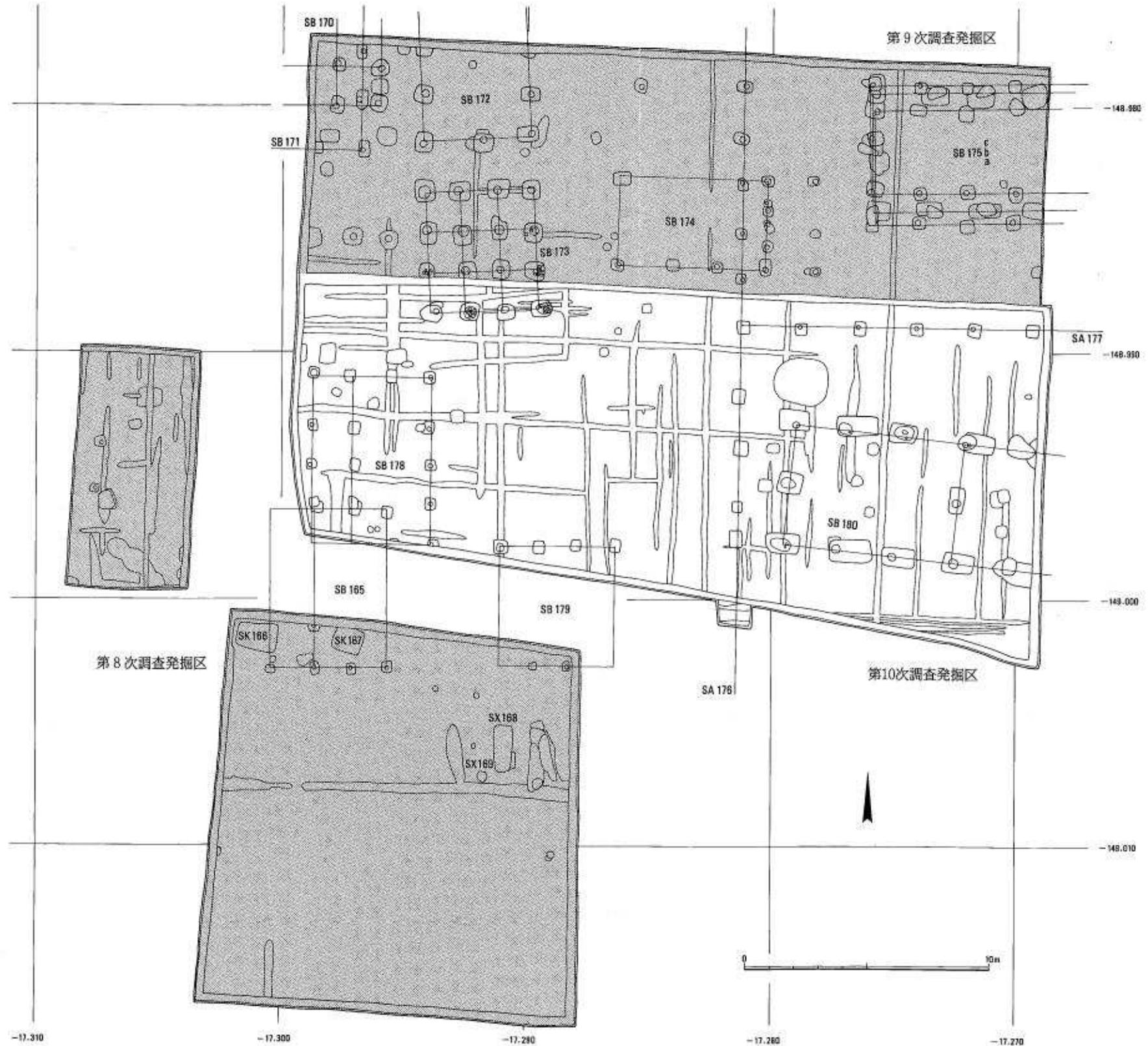
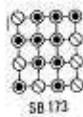


fig. 6 檢出遺構平面図 1/200

建物SB173 縦柱の南北棟建物である。第9次調査で南北2間まで確認しているが、今回南妻柱列を検出し、全体の規模が判明した。桁行3間(4.95m)、梁行3間(4.2m)で、柱間寸法は、桁行1.65m等間、梁行1.4m等間である。建物主軸は方眼方位北に対し西偏する。今回の検出分のうち東端と東から3番めの柱穴では、柱抜き取りあとに瓦片が投棄されていた。



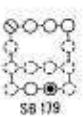
塀SA176 発掘区のほぼ中央で検出した南北塀である。第9次調査区から続くものであるが、さらに両発掘区外南北に延びるとみられる。先の調査分と合わせて9間(18.4m)まで確認している。柱間寸法は不揃いで、北から2.1-1.75-2.0-1.85-2.1-2.8-2.1-2.4-1.3mである。南端の柱穴は他に比べてひとまわり大きく、しかもこの南側が広くあくので、あるいは出入口の門柱であるのかもしれない。主軸は方眼方位と一致する。

塀SA177 発掘区東半の北壁際で検出した東西塀で、前述の塀SA176に直交して取り付く。取付部から東5間(11.9m)までを確認しているが、さらに発掘区外東へ延びるとみられる。柱間寸法は2.4m等間である。主軸は方眼方位と一致する。

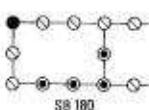
建物SB178 桁行4間(6.7m)、梁行3間(4.8m)の南北棟建物で西廂が付く。柱間寸法は、桁行が北から2.1-1.5-1.5-1.6m、身舎梁行1.5m等間、廂の出1.8mである。建物規模は前述の建物SB165とほぼ同一であり、これの後身建物とみられる。主軸は方眼方位と一致する。



建物SB179 発掘区南端で東西3間の柱列を検出したが、第8次調査区北端でこれらと柱筋の揃う2柱穴を確認しているので、同一建物とみなした。桁行3間(4.6m)、梁行3間(5.0m)の東西棟建物とみられ、第8次調査検出の柱穴はひとまわり小さく、廂の柱穴であろう。なお、検出部分の柱間寸法は、西から1.5-1.5-1.6mである。



建物SB180 桁行4間(9.6m)以上、梁行2間(4.8m)の東西棟建物で、西から3間目に間仕切りの柱穴がある。柱間寸法は桁行、梁行とも2.4m等間である。柱穴が全体に細長く、しかも柱位置が片寄っている点が特徴的である。建物主軸は方眼方位西に対しかなり北偏する。



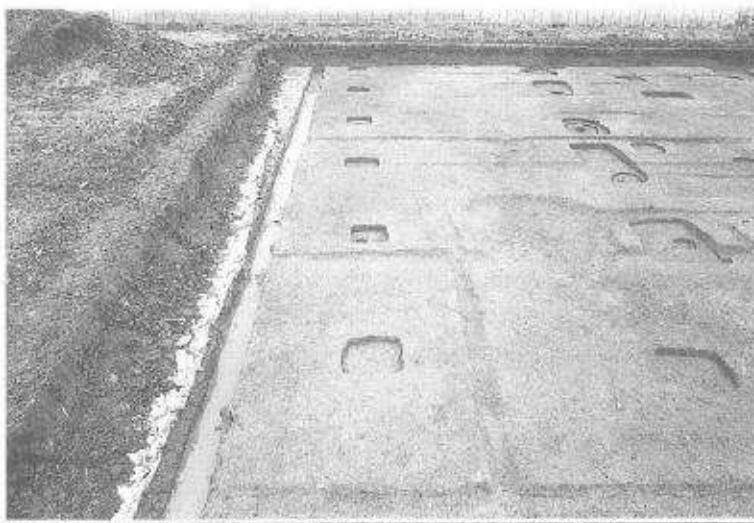


fig. 7
堀SA177(西から)



fig. 8
建物SB173(南から)

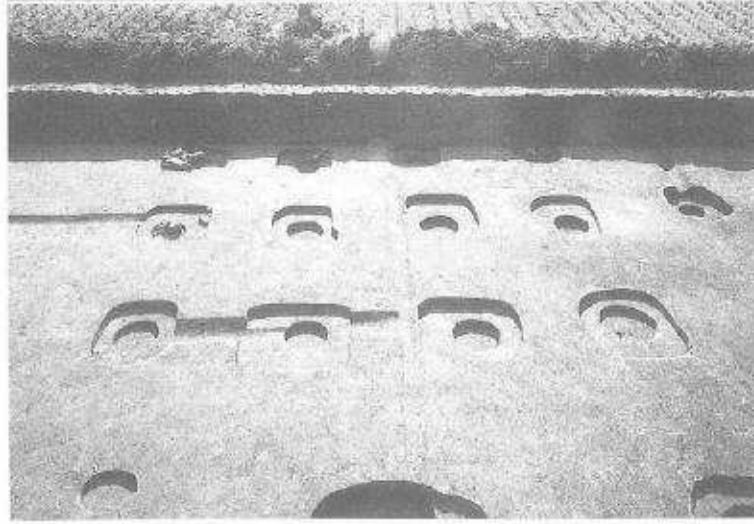


fig. 9
建物SB173(北から)
(第9次調査)

fig. 10
建物SB178(北から)

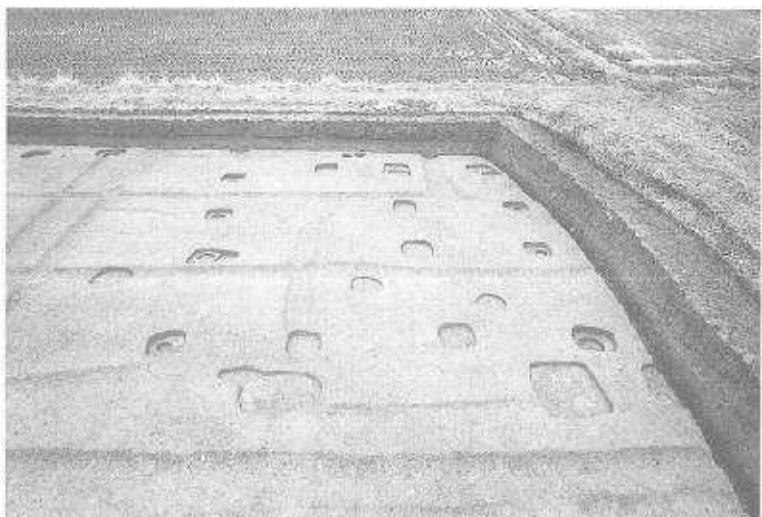


fig. 11
建物SB179(北から)



fig. 12
建物SB180(西から)



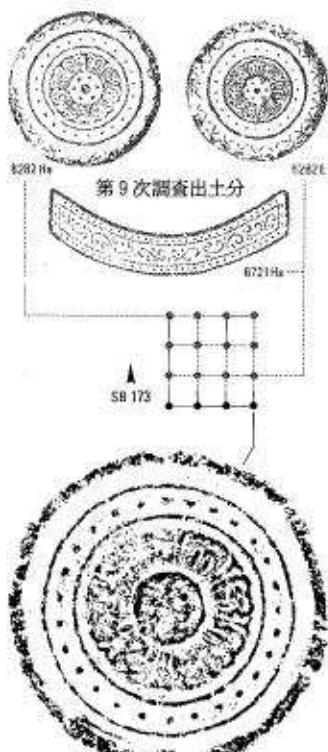


fig. 13 出土軒丸瓦 1 / 4

出土遺物 第8・9次調査でも同様であったが、今回も出土した遺物は極めて少量で、大半は遺構面を覆う遺物包含層に含まれた土師器と須恵器の小片であった。遺構との関係で出土したのは、唯一、建物SB173柱穴の柱抜取りあとに投棄された瓦類のみで、通常の丸・平瓦に混じって、南東隅柱穴からは軒丸瓦1点が出土している。

本例は、複弁8弁蓮華文軒丸瓦で、独立した間弁をもち、突出した中房には $1+6$ の蓮子を配している。外区内縁に珠文27個をめぐらし、外縁は素縁である。第4次調査（昭和58年度）でも東堀河SD017から同范品3点が出土しているが、ともに市域推定地北東に隣接する姫寺の所用瓦であったとみられる。

なお、建物SB173の柱穴からは、昨年度の第9次調査でも、軒丸瓦2点（平城宮6282E、6282Ha）、軒平瓦2点（ともに平城宮6721Ha）が出土しているが、いずれも奈良時代中頃のものであった。今回の出土例は、平安時代の初頭頃にまで時期が下るものとみられている。

III まとめ

今回の調査の新知見は、南北塀SA176と東西塀SA177による区画が存在した事実が判明したことである。区画範囲の追認と区画内部での遺構群のあり方、ひいては区画部分の性格の解明が新たな課題となつたが、ここではとりあえず、前述の塀が六坪の内部で占める位置についてみておこう。^{注)}まず、東西塀SA177と、第1次調査検出の八条条間路南側溝SD012との南北心々間の距離は、第1・2次調査で得た同側溝の振れW $0^{\circ}14'05''$ Sで修正すると、43.51mである。これを第6次調査で得た十一坪での南北方向の単位尺28.9998cmで除すと、150尺という寸法が得られる。一方、南北塀SA176と、第7次調査検出の三・六坪境小路東側溝SD024との東西心々間の距離は、第7次調査概報で求めた十一・十四坪境小路の振れN $0^{\circ}27'05''$ Wを採って修正すると、88.81mである。これを第6次調査で得た十一坪での東西方向の単位尺29.6240cmで除して得られる寸法は、300尺である。すなわち、今回検出した2条の塀は、各々前述の条坊道路の側溝心から、南150尺、東300尺という完数値となる位置に割付けて構築されていることがわかる。

注) 過去の調査の条坊遺構等の計測座標値などについては、『平城京東市跡推定地の調査IV（昭和61年）・V（昭和62年）』を参照されたい。なお、今回の調査で検出した南北塀SA176と東西塀SA177との交点の計測座標値は、X=-148, 988, 960, Y=-17, 281, 330である。

平城京東市跡推定地の調査 VII

第10次発掘調査概報

平成2年3月28日 印刷

平成2年3月31日 発行

編集・発行 奈良市教育委員会
(奈良市二条大路南1丁目1-1)

印刷 共同精版印刷株式会社
(奈良市三条大路2丁目2-6)

